

阿賀野市規則第 4 9 号

阿賀野市一般職の任期付職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市一般職の任期付職員の給与等に関する規則（平成 2 3 年阿賀野市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 2 3 年」の次に「阿賀野市」を加える。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項中「平成 1 6 年」の次に「阿賀野市」を加え、同条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条中「平成 2 3 年」の次に「阿賀野市」を加え、「第 6 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「平成 1 6 年」の次に「阿賀野市」を加え、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市一般職の任期付職員の給与等に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。